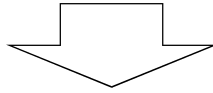


子ども・子育て支援事業計画の確保方策について

1 事業計画策定までの流れ

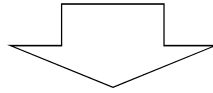
(1) 教育・保育提供区域の設定 = 7区域に設定(第2回分科会で決定)

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定



(2) 量の見込み = 区域毎に量の見込みを設定(第4回分科会で決定)

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等(ニーズ調査)により把握する利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに各年度の教育・保育の量の見込みを設定



(3) 確保方策 = 量の見込みに対応する確保方策を設定(今回で決定)

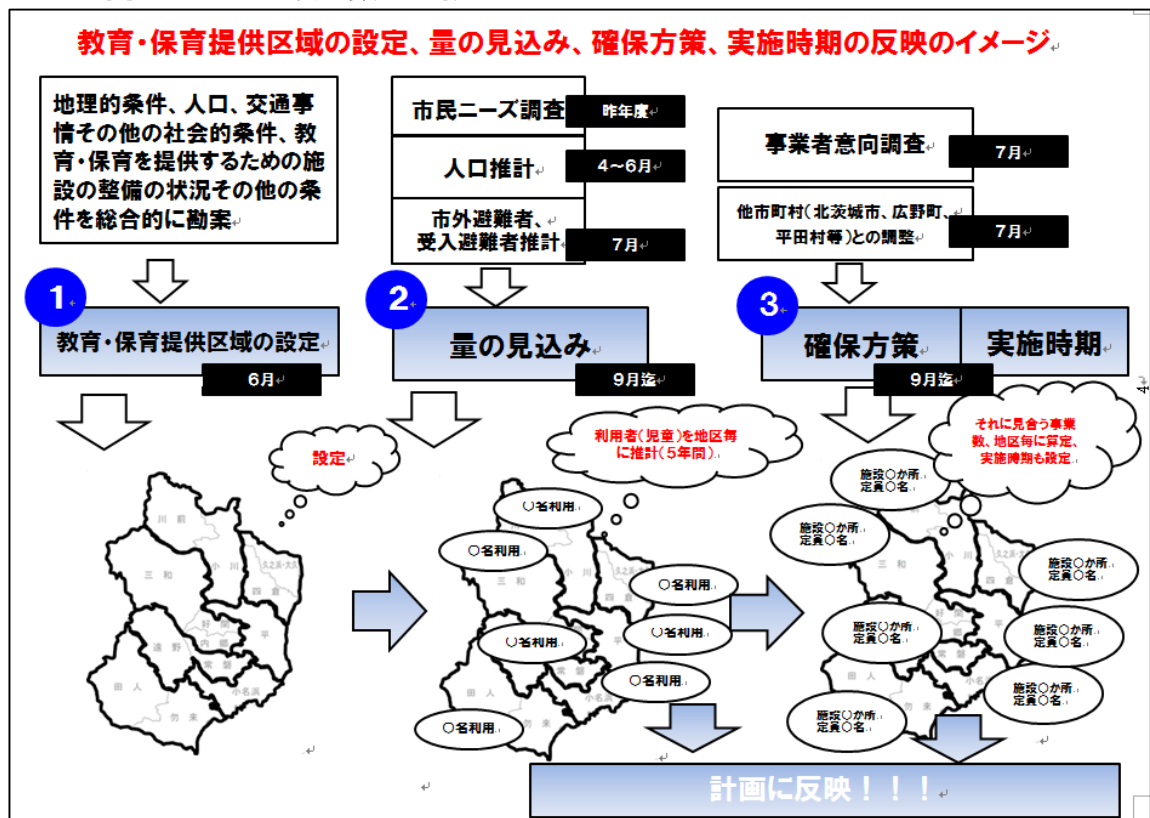
教育・保育提供区域、子どもの認定区分(1号・2号・3号)ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定。

また、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとに、各年度における支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定

⇒ ここで決定した教育・保育提供区域毎の「量の見込み」「確保方策」の数値について、計画の中間とりまとめとして福島県に報告することとされている。

また、計画の基本理念や施策体系等については、引き続き検討し、11月頃のパブリックコメントを踏まえ、平成27年3月までに策定する。

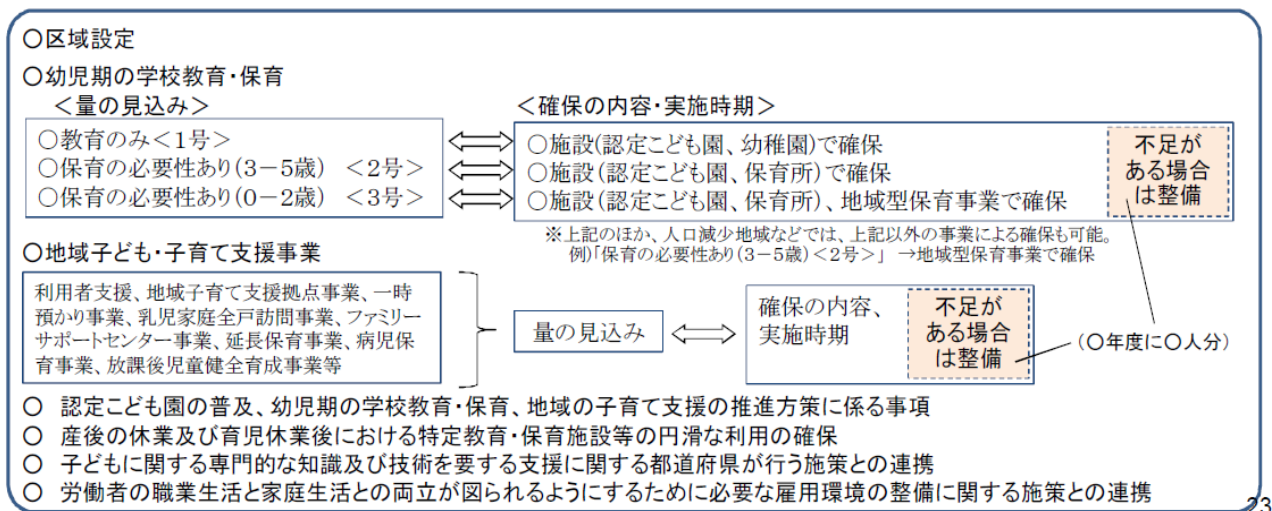
※ 中間とりまとめ後も数値の修正は適宜可能とされている。



2 確保方策の基本的な考え方

(1) 国の考え方(基本指針より)

- 事業計画に記載する内容



23

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業

① 全体的な考え方

- ・ 事業計画期間内 (H27～31 年度) での供給体制の確保
- ・ 既存の教育・保育施設の最大限の活用 (職員配置・定員設定の適正化、施設の意向を踏まえた認定こども園への移行等)
- ・ 地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育) による供給体制の確保 (参入意向を踏まえた認可)
- ・ それでもなお、供給体制が確保できない区域については、できる限り効率的・効果的な手法を用いながら供給体制を確保

② 確保方策の利用定員の考え方

- ・ 確保方策には、認可定員の範囲内で設定する利用定員を記載 (利用定員はあくまで秋以降に行う確認作業で確定)
- ・ 本市の認可定員は、年齢ごとではなく施設全体の定員設定となっていることから、利用定員の設定は認定区分・年齢 (1号: 3-5歳、2号: 3-5歳、3号: 0歳、1-2歳) ごとの設定が必要

○ 保育所の利用定員 (現時点)

私立: 施設の意向を反映 (H24～26 年度の入所児童数の平均を基本)

公立: H24～26 年度の入所児童数の平均を基本

○ 幼稚園の利用定員 (現時点)

私立: 施設の意向を反映 (新制度移行前は H24～26 年度の入園児童数の平均を基本)

公立: H24～26 年度の入園児童数の平均を基本

○ 認定こども園の利用定員 (現時点)

私立: 施設の意向を反映 (新制度移行前は H24～26 年度の入園児童数の平均を基本)

③ 認定区分ごとの確保方策の考え方

○ 1号認定（3－5歳・教育のみ）

1号認定の受け皿となる幼稚園・認定こども園は、新制度への移行等を踏まえた利用定員が、量の見込みを上回っていることから、基本的には既存施設の利用定員で確保方策を設定する。

○ 2号認定（3－5歳・保育の必要性ありだが教育希望）

国においては、幼稚園の利用希望が強いと想定される2号認定（3－5歳・保育の必要性ありだが教育希望）のニーズへの対応は、幼稚園が認定こども園に移行することによりニーズに応えていくことを基本としつつ、2号認定の教育希望は、1号認定（3－5歳・保育の必要性なし）の確保方策として記載することも可能とされている。

このことから、本年8月に実施した幼稚園に対する意向調査の結果を反映させ、認定こども園の移行希望を踏まえて設定しているが、認定こども園で確保しきれない2号認定（教育希望）は、1号認定として設定する。（1号認定で確保することにより、需要は満たされている）。

○ 2号認定（3－5歳・保育の必要性あり）

保育所における2号認定の利用定員で量の見込みをカバーできることから、基本的には保育所の利用定員で確保方策を設定する。

○ 3号認定（0－2歳・保育の必要性あり）

3号認定のうち、計画上、「0歳」と「1・2歳」を分けて記載することとなっている。

幼稚園に対する意向調査の内容において、認可を希望している小規模保育や家庭的保育について、希望どおりに認可することを前提に、平成26年度の3歳未満児の預かり実績上、99%が「1・2歳」であることから、幼稚園の小規模保育等は「1・2歳」の確保方策として設定する。

認可外保育施設や事業所内保育施設に対する意向調査の内容において、認可を希望している小規模保育や家庭的保育について、希望どおり認可することを前提に、意向調査内容から「0歳」と「1・2歳」の確保方策として設定する。

それでも需要が満たされない場合は、利用定員等の見直しにより確保方策を設定する。

(3) 地域子ども・子育て支援事業(市町村13事業)

① 全体的な考え方

- 事業計画期間内（H27～31年度）での供給体制の確保
- 現状の供給体制と量の見込みが同程度又は量の見込みを上回っている事業については、現状維持を基本とする。
- 各事業の特性や需給状況を踏まえながら、既存施設の活用や類似事業の活用、関係機関等への働きかけ等により、効率的・効果的な確保に努める。

② 事業ごとの確保方策の考え方

資料1-2「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」を参照

3 計画策定に向けた今後の進め方

これまで審議してきた、「量の見込み」・「確保方策」については、事業計画の中間とりまとめとして、一旦、10月1日に県を通して国に報告することとなる。

今後、確認申請による保育所、幼稚園等の利用定員の設定や、各事業の方針等を踏まえ、必要があれば適宜修正を加えて、再度、修正したものをお示ししたいと考えている。

また、11月頃には、事業計画のパブリックコメントを実施し、市民意見を踏まえたうえで、平成26年度末までに計画を確定することとなる。

なお、計画の実施状況については、児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において、毎年度評価、検討を行い、各施設・事業の需要と現状に乖離がある場合には、必要に応じて計画期間の中間年である平成29年度頃に計画の見直しを行う。

○事業計画の今後のスケジュール

- 9月末 確保方策案のとりまとめ
- 10月～ 確認作業との調整
福島県との調整
- 11月頃 パブリックコメント（確認作業を踏まえた利用定員の修正後）
- H27.3月 子ども・子育て支援事業計画確定